

令和6年度 兵庫県アマチュアゴルフ選手権競技 併催競技  
実 施 要 項 (中学生1年・2年の部)

開 催 日 : 令和6年 5月 6日(月・祝)

会 場 : 北六甲カントリー倶楽部 西コース

〒651-1522 神戸市北区大沢町上大沢 1982 TEL : 078-954-0041

1. 競技規則 : 日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技の条件 : 18ホール・ストロークプレー (ラウンド・スルー・カート使用乗車可とする)
3. 競技終了時点 : 競技委員長が成績表に署名された時点をもって終了したものとみなす。
4. ティ・マーク : 男子 … 白マーク 女子 … 赤マーク
5. プレーのペース : 委員会は、ゴルフ規則 5.6a に基づき、ローカルルールにて方針を設定する。
6. タイの決定 : 18ホールを終り、1位がタイの場合は、競技委員会の指定するホールでのプレーオフを行い順位を決定する。

それ以外は、「マッチング・スコアカード方式」により順位を決定する。

以下の順序により合計スコアを比較し順位を決める。

- ① 2ラウンド以上の競技の場合は最終ラウンドのスコア
- ② 10番ホール～18番ホールの合計スコア
- ③ 13番ホール～18番ホールの合計スコア
- ④ 16番ホール～18番ホールの合計スコア
- ⑤ 18番ホールのスコア
- ⑥ 4番ホール～9番ホールの合計スコア
- ⑦ 7番ホール～9番ホールの合計スコア
- ⑧ 9番ホールのスコア

上記の方法でも決まらない場合は

- ⑨ 18番からのカウントバック

7. 練習場 : 練習は指定練習場で行ない、打球練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1箱(25球)を限度とする。

付 記

1. 練習ラウンド(特別料金) 4月24日(水)25日(木) エントリー時に事前に兵庫県ゴルフ連盟に連絡の上、予約すること。
2. 競技当日のクラブハウス開館は午前6時30分とする。
3. 保護者のクラブハウス立入りは、トイレ及び精算時のみ。コースへの立入りは禁止とする。
4. 問い合わせ先 : 兵庫県ゴルフ連盟(078-392-0562)又は北六甲カントリー倶楽部(078-954-0041)

主 催 : 兵庫県ゴルフ連盟

後 援 : 兵庫県スポーツ協会 ・ 兵庫県ゴルフ協会



この大会は、「兵庫県ゴルフ振興基金」の助成を受けて開催します。

令和6年度 兵庫県アマチュアゴルフ選手権  
併催競技 中学1・2年生の部

開催日 : 令和6年 5月 6日 (月・祝)

開催コース : 北六甲カントリー倶楽部 西コース

ローカルルール

1. アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。  
但し、No.1, No.9, No.11, No.17, No.18ホールにおいて、第1打がOB又は紛失球の場合は、ドロップゾーンを使用し、2罰打を附加してプレーすることができる。(ローカルルールひな型E-5)
2. 修理地は、白線によってその縁を定める。
3. レッドペナルティーエリアは赤杭又は、赤線によってその縁を定める。
4. ジェネラルエリアにある道路(カート道を含む)排水溝は、動かせない障害物とする。
5. 電磁誘導カートの2本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. No.2, No.3, No.11ホールにおいて、プレー中に、プレーヤーの球が送電線に当たったことが分かっている、または事実上確実な場合、プレーヤーは元の球か別の球をそのストロークを行った箇所からプレーすることにより、そのストロークを再プレーしなければならない。罰なしに、直前のストロークを行った場所から球をプレーしなければならない(規則14.6参照)。  
プレーヤーがそのストロークを再プレーしたが、誤所からプレーした場合、プレーヤーは規則14.7に基づいて一般の罰を受ける。  
プレーヤーがそのストロークを再プレーしなかった場合、そのプレーヤーは一般の罰を受け、そのストロークをカウントするが、誤所からプレーしたことにはならない(ローカルルールひな型E-11)。
8. 特定の用具の使用制限
  - a. 『適合ドライバーヘッドリスト。ローカルルールひな型G-1』を適用する。
  - b. 『溝とパンチマークの仕様・ローカルルールひな型G-2』を適用する。
  - c. 『適合球リスト・ローカルルールひな型G-3』を適用する。
9. 規則5.5bは次のように修正される: 2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない:
  - ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
  - ・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーンをテストする。
10. 危険な状況のためのプレーの中断は、1回の長いサイレンによって伝えられる。その他すべての中断は、短いサイレンの繰り返しによって伝えられる。どちらの場合も、プレーの再開は1回の長いサイレンによって伝えられる。(規則5.7b参照)
11. プレーのペースについて  
先行組との間隔を不当に開けないように注意すること。
  - ① 9ホールのプレー所要時間が2時間30分以上
  - ② 且つ、先行組より15分以上遅れた場合  
上記違反は、その組全員に1打罰とする。(2回目2打罰)委員会が特別に認めた場合は除く。  
また、特別な事情もないのに遅れた場合ストロークに要する許容時間を個別に計測する。
  - ③ ストロークに要する許容時間  
原則: 40秒(ただし、最初にプレーする者のショットの許容時間は50秒とする。)
  - ④ 罰則  
注意1回目-警告、2回目-1打罰、3回目-更に2打罰、4回目-競技失格とする。

競技の条件

1. ゴルフ規則  
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定  
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 移動  
正規のラウンド中、乗用カートの乗車を認める。ただし、運転は各組の競技補助委員がする。
4. 最大スコアのスコアリングを採用する。規則21.2b

本競技において、各ホールを最大スコアをパーの2倍とする。

実際のスコアが最大スコアを超えたとしても、そのプレイヤーのスコアは最大スコアにしかならない。

プレイヤーがいかなる理由であっても規則に基づいてホールアウトしなかった場合には、そのホールのスコアは最大スコアとなる。

5. 競技終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スタート前に掲示して告知する。
2. 正規のラウンド中に2点間の直線距離以外的高低差などが計測できる距離測定器を使用した場合、プレイヤーは規則 4. 3a (i) の違反となる。
3. No. 4, No.15, No.17 ホールにおいて、目的外グリーンによる障害がある場合、罰なしに救済を受けなければならない。救済エリアは基点から1クラブレンジで、その基点よりホールに近づかず、基点と同じコースエリアでなければならない。(規則 13. 1f)
4. 練習は指定練習場で行い、打球練習では備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1箱(25球)を限度とする。
5. スタート時間10分前には、必ずティーイングエリア周辺に待機すること。
6. ラウンド中、競技者は部外者を近づけないよう十分、留意すること。これを怠ると、ゴルフ規則 10. 2aにより罰せられることがある。なお、部外者のコース内立入りは禁止する。
7. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

競技委員長 川 村 典 之